

改正物流効率化法の施行に向けて

令和 7 年 5 月 28 日
財務省理財局

物資の流通の効率化に関する法律に基づく荷主の取組について

- 物流に関しては「物流2024年問題」に直面する中、①改正物流効率化法が本年4月に施行され、全ての荷主に対し物流効率化に向けた措置を講ずる努力義務が課せられた。②更に、令和8年4月（予定）以降は、一定重量以上の貨物を取り扱う荷主（特定荷主）に中長期計画の作成や定期報告等の義務が課せられる。
- 特定荷主の物流効率化の措置が著しく不十分な場合、勧告・命令措置が規定されており、命令に際しては、荷主の事業を所管する審議会（たばこ、塩の場合には財政制度等審議会）の意見も聴くこととなる。

改正物流効率化法に基づく荷主の取組

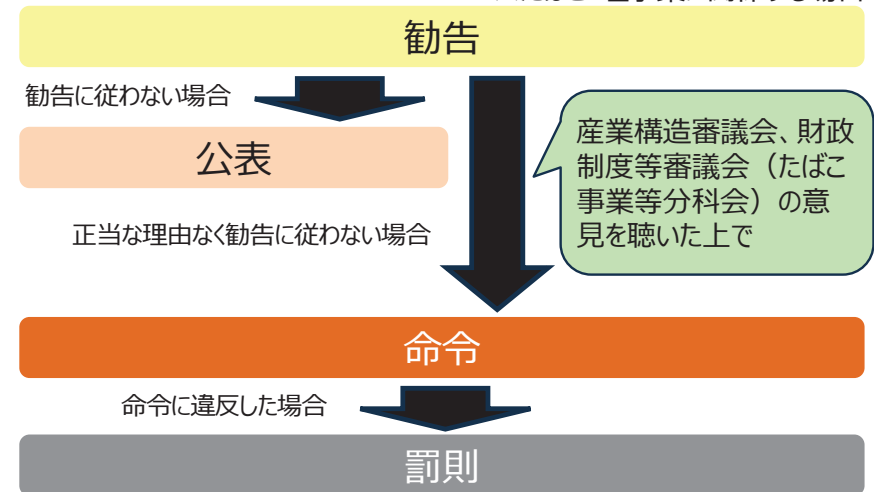
荷主	以下の物流効率化に向けた措置を講ずる 努力義務 ・ 運転者の荷待ち時間等の短縮 ・ 一回の運送ごとの貨物の重量の増加
一定重量以上の貨物を取り扱う荷主（特定荷主）※	上記義務に加え、以下の対応が必要 ・ 物流効率化に向けた措置の実施に関する中長期的な計画の作成・提出、定期的な報告の義務 ・ 物流統括管理者の選任の義務

【施行日】 荷主関連；令和7年4月／特定荷主関連；令和8年4月施行（予定）

※ 自己所有物を自ら流通させる場合やトラック以外の流通（鉄道、海運）は「重量」の積み上げの対象外

特定荷主の物流効率化に向けた措置が著しく不十分な場合

※たばこ・塩事業に関係する場合



【参考】物資の流通の合理化に関する法律（平成17年法律第85号）（抄） ※改正法全面施行後の条文

（勧告及び命令）

第四十九条 荷主事業所管大臣は、特定荷主の第四十二条第一項又は第四項に規定する措置の実施に関する状況が、第四十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

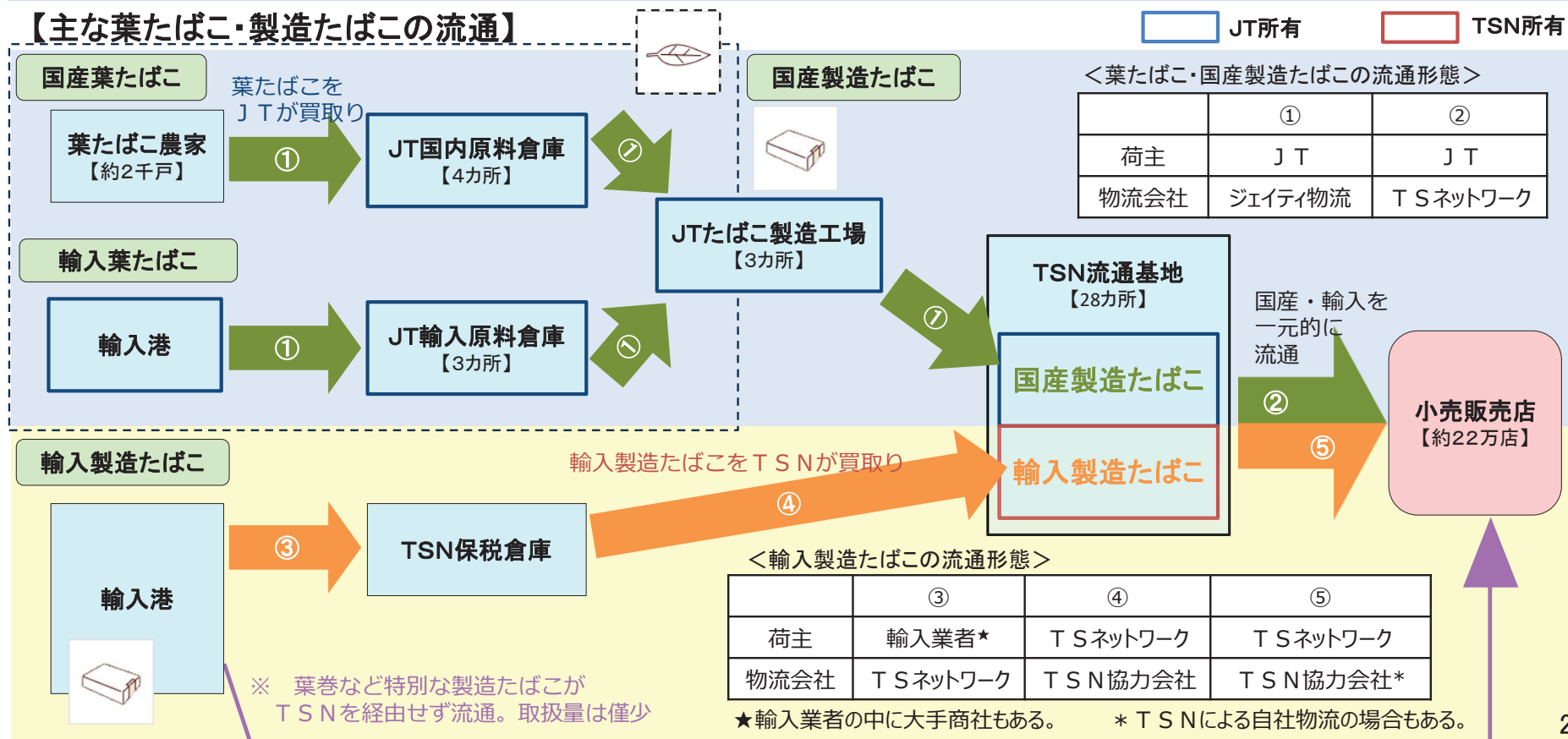
3 荷主事業所管大臣は、第一項の勧告を受けた特定荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、政令で定める審議会等（中略）の意見を聴いて、当該特定荷主に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

国内におけるたばこの流通

【参考】ジェイティ物流(株)とT Sネットワーク(株)はいずれもJ T子会社

- **国産製造たばこ**：J Tが、物流会社に委託して流通。9万トンを超え、**J Tは特定荷主に該当する見込み**。
[川上（葉たばこの受入れ～T S N流通基地）：ジェイティ物流(株)、川下（T S N流通基地～小売販売店）：T Sネットワーク(株)（T S N）]
- **輸入製造たばこ**：様々な輸入業者が輸入、大半はT S Nに委託され保税倉庫へ流通。[輸入港～T S N保税倉庫]
その後、T S Nが一元的に卸売業者として、自社物流 及び 協力会社に委託して流通。[T S N保税倉庫～小売販売店]
T S Nから協力会社への委託分が9万トンを超え、**T S Nは特定荷主に該当する見込み**。

【主な葉たばこ・製造たばこの流通】

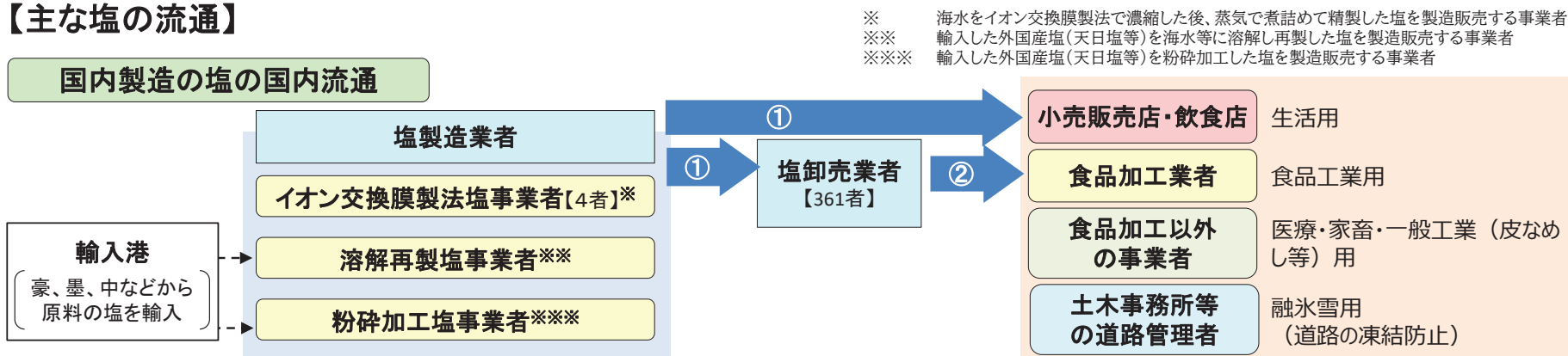


国内における塩の流通

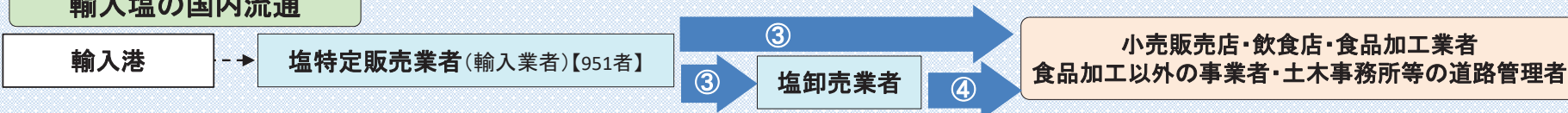
- 塩の流通については、輸送先の状況により鉄道、海運を併用しつつ、**貨物運送事業者**に委託して運送するのが基本。
イオン交換膜製法塩事業者の一部で、年間取扱量が9万トン超と見込まれる者は、**特定荷主に該当する見込み**。

【主な塩の流通】

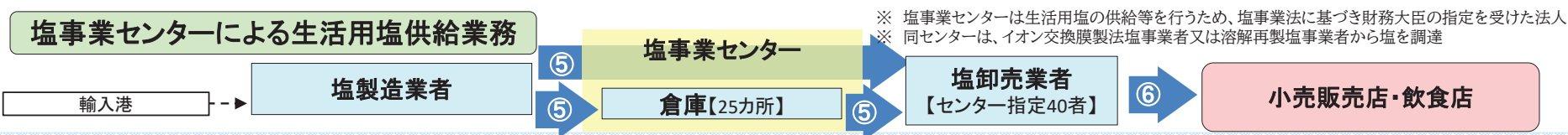
国内製造の塩の国内流通



輸入塩の国内流通



塩事業センターによる生活用塩供給業務



<塩の流通形態>

	①	②	③	④	⑤	⑥
荷主	塩製造業者 又は取引先	塩卸売業者 又は取引先	特定販売業者 又は取引先	塩卸売業者 又は取引先	塩卸売業者、塩事業センター 又は塩製造業者	塩卸売業者 又は小売販売店・飲食店
物流会社	貨物運送事業者	貨物運送事業者 又は自社物流	貨物運送事業者	貨物運送事業者 又は自社物流	貨物運送事業者 又は自社物流	貨物運送事業者 又は自社物流